

別 冊

令和元監査年度

定期監査結果報告添付意見

〔 支払事務の適正化について 〕

佐賀県監査委員

（定期監査結果報告添付意見）

組織及び運営の合理化に資するための意見

この意見書は、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、令和元年 10 月から令和 2 年 7 月までの間に執行した定期監査において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

支払事務の適正化について

会計課では、会計審査に関する要綱を定め、適正かつ迅速な事務処理に努められているところであるが、令和元監査年度の監査において、支出負担行為の審査に長期間を要したことにより、支払手続きに移行できず、契約の相手方に請求書の提出を保留させていたため、支払が遅延していた事案が発生している。

なお、会計課には、平成 30 監査年度に、変更支出負担行為の審査に長期間を要したことにより、工事請負費の支払が遅延し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息を支払う事案が発生したため、令和元年 8 月に、かかる事案が今後生じないよう審査事務の改善を求めていたところであり、会計課からは、支払期限が迫っている案件では、契約金額や支払条件に直接影響のない事項については事後調整を行い、支出を優先させるなどの取組を徹底し、一層の審査の迅速化に努めていくとの回答を得ていたにもかかわらず、前監査年度と同様の事案が発生している。

支払遅延は、相手方に対して著しい不利益を与えるものであり、場合によっては、遅延利息が発生し、県に損害を与えるとともに、その経緯や態様等によっては、懲戒処分の対象にもなりうるものであることから、期限内の支払を遵守するよう厳に留意すべきである。

今後、こうした府内の事務処理の遅れを理由とする支払遅延を生じさせないため、会計審査に係る標準処理期間を設けたり、会計課及び担当課が支払期限を共有できる機能を財務経営システムに追加するなど、審査事務の見直しや改善に一層取り組まれたい。

また、相手方から提出される請求書について、日付が空欄のものを受領し、担当課の職員が任意の日付を手書き等で記入し、処理しているもののが多数みられた。財務経営システムに保存されている令和2年4月支払に係る請求書（令和元年度分、委託料及び工事請負費）では、全体の72.2%（1,102件中796件）で日付が印字されておらず、さらに、このうち62.1%（796件中494件）は受付日付印も押されていなかった。

日付が空欄の請求書を受領することが慣例的に行われているが、請求書に日付が記載されていない場合、相手方が支払請求をした日が不明確となり、支払期限が定まらないことになる。また、職員が実際の請求日又は請求書の受領日よりも後の日付を記入した場合には、支払遅延を回避した行為と受け取られかねず、県政に対する信頼を失わせるおそれがある。

このため、支払事務の適正化を図る観点から、請求書には請求年月日を必ず記載して提出するよう県のホームページ等で周知を図ったうえで、請求書を受領する際は、

- ・佐賀県文書規程に基づき、適正に受付日付印を押印すること

- ・日付が記載された適正な請求書であるかを確認すること
- ・日付が記載されていない場合は、職員が記入するのではなく、相手方に日付の記入を求めるここと

など、統一的な取扱いを定めたうえで、職員への指導の徹底を図られたい。